

会員会議所名称使用に関する使用基準

会員会議所の名称について、2004年度社団法人日本青年会議所理事会は、「会員資格規則第13条・会員会議所定款のうち名称に関する条項の変更」と「新設青年会議所の名称」について次の通り使用基準を定める。

- 1) 青年会議所の名称は設立地域の行政名称を使用する。
- 2) 名称は次の区分により設立地域の名称を用いなければならない。

① 設立地域が単一の市・町・村・もしくは特別区である場合はその行政名

(イ) 道,府,県,区,市,町,村,郡等の行政単位を表す文字の使用は不可。固有名詞として使用の場合はこの限りではない。

参考例：〇〇市→〇〇青年会議所	◎
〇〇町→〇〇青年会議所	◎
市川市→市川青年会議所	◎
〇〇市→〇〇市青年会議所	×
〇〇町→〇〇町青年会議所	×
〇〇県→〇〇県〇〇青年会議所	×

② 設立地域が複数の市・町・村・もしくは特別区にわたる場合

(イ) 郡が存し、設立地域が郡の全域を含む場合は、郡の名称

参考例：××郡〇〇村+××郡△△町 → ××青年会議所	◎
→ 〇〇青年会議所	◎

(ロ) 郡が存し、設立地域が郡の一部である場合及び郡が存しない場合は、設立地域の町・村の名称のいずれかひとつ、もしくは併合名

参考例：××郡〇〇町+××郡●●村 → 〇〇青年会議所	◎
〇〇町+ ●●村 → ●●青年会議所	◎
→ 〇〇●●青年会議所	◎
→ ××青年会議所	×

③ 設立地域が郡とその郡に属さない町・村にわたる場合は、当該郡・町・村の名称のいずれかひとつ、もしくは併合名とする。

参考例：××郡○○町+ ●●村 → ○○青年会議所 ◎
××郡○○町+ ●●村 → ○○●●青年会議所 ◎
××郡○○町+ ●●村 → ××青年会議所 ◎

- ④ 設立地域が2つ以上の郡全てを含む場合は、当該郡の郡の名称のいずれかひとつ、もしくは併合名

参考例：××郡+△△郡+□□郡 → ××青年会議所 ◎
××郡+△△郡+□□郡 → △△青年会議所 ◎
××郡+△△郡+□□郡 → ××△△□□青年会議所 ◎

3) 名称のひらがな使用について

『ひらがな』表記の行政名称を使用することは可能であるが、漢字で表記されている行政名を『ひらがな』で表記することは不可。但し、行政名ではない名称を使用する場合において、『ひらがな』を使用する場合、その根拠と経緯を示し担当委員会と相談の上、決定する事。